年末年始火災予防運動

平成 24 年 12 月 20 日（木）～平成 25 年 1 月 10 日（木）

全国統一防火標語

「消すまでは　出ない行かない　離れない」

季節がら暖房器具などで火を使う機会が多く、また、年末年始は何かと忙しいため、火に対する注意がおろそかになりがちです。一人ひとりが防火に心がけ火災の無い年末年始を迎えていただくために火災予防運動を実施します。

特に込み合うスーパーやホテル等、多数の方が出入りする防火対象物における自主防火管理の推進、放火防止及び住宅用火災警報器の設置促進に重点を置き実施します。

事業所のみなさまへお願い

自主防火管理の推進

【消防訓練の実施】

万が一の災害に備え、通報、消火及び避難訓練は繰り返し実施することが大切です。

従業員全員が災害時に対処できる知識や技術を身につけましょう。

【避難施設、消防用設備等の維持管理】

防火戸や階段には、避難の障害となる物品を放置しないよう適正な管理をしましょう。

また、消防用設備等は火災から人命や財産を守るための大切な設備です。常時、機能・性能を確保し、非常時に確実に作動するよう維持管理に努めましょう。

【火気使用設備・器具等の火気管理】

厨房部分の火気使用設備・器具等が可燃物と接触、接近していないか確認しましょう。

こんろ上部の天蓋、ダクトの油汚れ等を放置する事により火災危険があります。日頃から清掃を心がけましょう。

閉店後、喫煙場所の管理を徹底しましょう。

放火防止五箇条の推進（火災原因の第１位は放火です。）

1　家や事業所のまわりには、燃えやすいものを置かないようにしましょう。

2　夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。

3　空き家、物置にはカギをかけましょう。

4　車やバイクなどのボディーカバーは、燃えにくいものを使いましょう。

5　地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

ついていますね？
住宅用火災警報器！

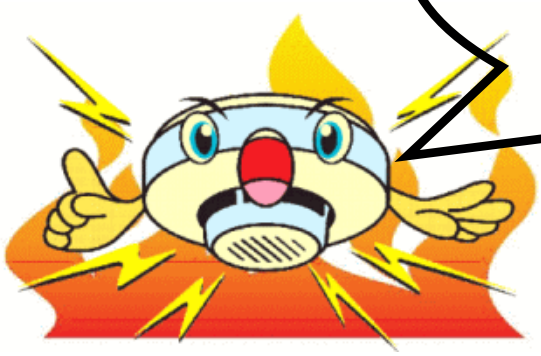

死亡原因の約6割が夜間の逃げ遅れです。

種　　類

煙で感知する「煙式」と熱で感知する「熱式」の２種類があります。

寝室、階段室には「煙式」、台所には「煙式」または「熱式」を設置します。

※設置場所 → **寝室（子供部屋含む）、台所、階段（２階以上に寝室がある場合）**

平成 23 年６月１日から設置が義務化され、

すべての住宅に設置が必要になりました。

住宅用火災警報器の点検・管理について

点　　検　**月に１回程度は、作動点検をしましょう！**

点検方法は、引きひも式やボタン式等があり、機種により異なりますので、詳しくは取扱説明書で確認してください。

掃　　除　**定期的に掃除をしましょう！**

住宅用火災警報器にホコリやクモの巣が付くと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布等で軽く拭きとり掃除してください。

交換の時期　**電池切れに注意しましょう！**

電池切れのときは、音声や「ピッピッ…」という音でお知らせします。
電池寿命は機種によって異なりますが、多くの機種が概ね 10 年です。
住宅用火災警報器本体も、センサー等の寿命により、交換が必要になる場合があります。10 年を目安に機器を交換しましょう。
電池寿命や機器交換時期について、詳しくは取扱説明書で確認してください。